**箕面市教育ICT学習支援クラウド**

**環境サービス提供等委託仕様書**

**令和7年(2025年)2月17日**

**箕面市子ども未来創造局学校教育室**

**目次**

 １．業務名

 ２．履行期間

 ３．履行場所

 ４．業務内容

１）目的

２）前提要件

３）調達範囲

４）調達要件

 【別表１】

**１．業務名**

箕面市教育ICT学習支援クラウド環境サービス提供等委託

**２．履行期間**

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

**３．履行場所**

別表１のとおりとする。

**４．業務内容**

 １）目的

本市は、平成28年度から全ての市立小中学校の児童生徒及び教職員に1人1台のキーボード付きタブレット端末の配備（以下「1to1環境」という。）を目指す等、ICTを活用した教育を推進している。

また、令和元年度より文部科学省「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」により、教員の負担軽減及び児童生徒の実態に応じた学習支援への更なるICTの活用についても検討を進めている。

本業務は、令和2年度のGIGAスクール構想によりタブレット端末の児童生徒1人1台端末の配備が完了し、タブレット端末の持ち帰り等も実施している中で「教育ICTの新たな活用」を支援する様々なツール等が構築されたクラウド環境、運用等のサービス提供を受けることを目的とするものである。

 ２）前提要件

調達に係る構築、運用及び提案は、下記の基礎データを踏まえたものとする。

①使用者

・児童生徒：約13,000人

・教職員：約1,000人

・保 護 者：約13,000人

②端末OS

・Microsoft® Windows® 10 Education

・Microsoft® Windows® 11 Education

※契約期間内にWindows の次期ＯＳ対応機器が導入された場合は、学校教育室と協議の上次期OSに適したサービスを提供すること

③画面転送装置

・Microsoft® Wireless Display Adapter

④クラウドの定義

クラウドサービスの概要

本システムは、インターネットを介してシステムのデータセンターに接続し、Webブラウザを通じてサービスを提供するクラウドサービスとして運用すること。

 ３）調達範囲

調達範囲は、下記に記載の機能を有したクラウド環境で構築されたものとし、運用等に必要なハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア等の一切とする。

①授業支援機能

・デジタルドリル【必須機能】

・授業支援ツール【必須機能】

②放課後支援機能

・デジタルドリル【必須機能】

・放課後支援ツール【必須機能】

　　　※上記①・②の共通として、提案による支援ツール等

 ４）調達要件

調達に係る各種要件は、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 要件項目 | 要件 |
| 共通 | 　授業支援機能及び放課後支援機能に共通する要件は、下記のとおりとする。①調達範囲の構築、運用等は、文部科学省が令和6年1月に示した「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に準拠していること。②クラウド環境は、プライベートクラウド、パブリッククラウドの種別を問わないものとする。③クラウド環境への接続は、インターネット回線による接続とするが、端末の持ち帰り等、様々な学習シーンにおける運用を想定し、SSL/TLS等の暗号化通信ができること。④必須機能は、端末へのインストール等の煩雑な運用を不要とし、Webブラウザによる簡易な運用ができること。⑤デジタルドリルは、東京書籍社製「タブドリLive！」とする。⑥デジタルドリルの運用は、令和7年4月からとする。⑦提案によるツール等は、別途の費用を要しないものとする。⑧現在利用している児童生徒・保護者・教職員に負担がかからないよう、既存のシステムと同様、ログイン後に各機能タイルが存在し、それらから各機能の利用が可能とすること。 |
| 運用における共通内容 | 　授業支援機能及び放課後支援機能に共通する運用要件は下記のとおりとする。①令和6年度から令和7年度にかかる年次更新作業を、教育員会立会のもと、現事業者と調整し令和7年4月1日からサービス提供開始できること。②契約期間中に行われる年度更新作業について、教職員等に過度な負荷がかからない方法の提案を行うこと。【特定提案】③各機能において稼働実績を有していること。④利用者のニーズ等を把握し、機能改善・改修を迅速に実施できるよう教育委員会に対し、隔週で運用状況における定期報告会議を実施すること。⑤定期報告にて行う運用状況報告における体制、方法、内容の提案を行うこと。【特定提案】⑥各機能において、教育委員会との定期的な打ち合わせを実施し、協議のうえ、計画的な機能改善・機能改修を行うこと。⑦各機能における利用率や接続ログ等の提出について、教育委員会からの要求に応じて早急に対応すること。⑧児童生徒の学習履歴を対象に分析し、学習状況を把握できるようにすること。⑨上記⑧の分析したデータを活用し、児童生徒一人ひとりに合った教材を提示できること。⑩「教育データの利活用」及び「学びの質の向上」に資するツール等を提案すること。【特定提案】 |
| 授業支援機能 | 　デジタルドリルは指定のドリルを選定する事とし、授業支援ツールに係る要件は、下記のとおりとする。①1to1環境の教職員端末と児童生徒端末が連動し、デジタル教材等のデータを一斉に配付、表示、回収できること。②児童生徒端末の操作を制御できること。③授業支援機能として、デジタルドリルの活用状況を教員および保護者が確認でき、指導等に役立てることができること。④授業支援ツールのみで音声とビデオ画像を使った遠隔授業ができること。⑤教職員が撮影した動画等を格納できる機能を有していること。また、権限を有した者が、動画の公開を承認できる機能を有していること。⑥①および⑤の機能に関して、公開範囲を指定できること。⑦授業支援ツールは、Microsoft® Windows® 10 Education、Microsoft® Windows® 11 Educationで動作する2つ以上のWebブラウザに対応していること。　契約期間内にWindows の次期ＯＳ対応機器が導入された場合は、学校教育室と協議の上次期OSに適したサービスを提供すること。 |
| 放課後支援機能 | 　デジタルドリルは指定のドリルを選定する事とし、放課後支援ツールに係る要件は、下記のとおりとする。①児童生徒が端末を持ち帰って学習できる情報セキュリティを有していること。また、児童生徒の端末がアクセスすることのできるWEBサイトのリストについて、教育委員会の要求に早急に対応すること。②全ての保護者へ画一的な連絡、及び、特定の保護者へ個別の連絡ができること。この際、保護者のメールアドレスが不要なこと。③児童生徒の様々な情報を保護者と安全に共有できること。この際、保護者のメールアドレスが不要なこと。④放課後支援ツールのうち、上記②、③については、下記のWebブラウザ対応していること。　・Microsoft®Edge　・Google Chrome™　・Apple Safari⑤放課後支援ツールのうち、上記①、②、③については、令和7年の入学式直後から使えること。 |

**【別表１】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 学校名等 | 所　在　地 |
| 1 | 箕面小学校 | 箕面市百楽荘1丁目8番7号 |
| 2 | 萱野小学校 | 箕面市萱野2丁目7番40号 |
| 3 | 北小学校 | 箕面市箕面3丁目4番1号 |
| 4 | 南小学校 | 箕面市桜6丁目5番1号 |
| 5 | 西小学校 | 箕面市新稲3丁目12番2号 |
| 6 | 東小学校 | 箕面市粟生新家5丁目5番1号 |
| 7 | 西南小学校 | 箕面市瀬川3丁目2番1号 |
| 8 | 萱野東小学校 | 箕面市石丸1丁目18番1号 |
| 9 | 豊川北小学校 | 箕面市粟生間谷西4丁目3番1号 |
| 10 | 中小学校 | 箕面市稲1丁目15番8号 |
| 11 | 豊川南小学校 | 箕面市小野原東3丁目2番1号 |
| 12 | 萱野北小学校 | 箕面市如意谷4丁目4番1号 |
| 13 | 第一中学校 | 箕面市新稲3丁目2番1号 |
| 14 | 第二中学校 | 箕面市萱野1丁目15番12 |
| 15 | 第三中学校 | 箕面市瀬川3丁目2番2号 |
| 16 | 第四中学校 | 箕面市石丸1丁目17番1号 |
| 17 | 第五中学校 | 箕面市稲4丁目3番12号 |
| 18 | 第六中学校 | 箕面市粟生間谷西1丁目3番1号 |
| 19 | とどろみの森学園 | 箕面市森町中1丁目23番14号 |
| 20 | 彩都の丘学園 | 箕面市彩都粟生北2丁目1番5号 |
| 21 | 箕面市役所 | 箕面市西小路4丁目6番1号 |
| 22 | 箕面市上下水道局庁舎 | 箕面市西小路3丁目1番8号 |